

国立大学法人京都教育大学学長選考・監察会議規程

平成16年 4月 5日 制 定
令和 6年 3月19日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学組織運営規則第15条の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 国立大学法人京都教育大学経営協議会規程第2条第五号に掲げる委員の中から経営協議会において選出された者 3名
 - 二 国立大学法人京都教育大学教育研究評議会規程第2条第三号から第九号までに掲げる評議員の中から教育研究評議会において選出された者 3名
- 2** 委員が学長候補適任者として推薦され、これを受諾した場合は補欠の委員と交代するものとする。

(所掌事項)

第3条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 学長の選考基準及び選考手続きの策定に関する事項
- 二 学長候補者の選考に関する事項
- 三 学長の業務執行状況の評価に関する事項
- 四 学長の解任の手続きに関する事項
- 五 その他学長選考に関し必要な事項

2 前項第三号に関する事項は別に定める。

第3条の2 学長選考・監察会議は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第11条の2の規定による報告を受けたとき、又は学長が同法第17条第2項及び第3項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(議 長)

第4条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

(議 事)

第5条 学長選考・監察会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。

2 学長選考・監察会議の議事は、議長を除く出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第6条 削 除

(事 務)

第7条 学長選考・監察会議に関する事務は、総務・企画課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学長選考・監察会議の運営等に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第31号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第100号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。